



### 質問1

今年から会計を医院と家計とに区分し給料を取ることにしましたが、この給料は経費となりますか。医業について自己が提供した労力は必要経費になるべきものと考えますがいかがでしょうか。

**回答** 自家労賃は必要経費にはなりません。

所得税では、自家労賃に限らず自己資本、例えば元入金に対する利息や自己所有の建物に対する家賃などについても、必要経費とはしていません。これは、仮にこれらの支出を事業上の必要経費だとしても反面、これらの経費を受ける側から見れば所得を得たことになるからです。つまり経費を支払う人も、その支払いを受ける人も同一人である以上、プラスマイナスゼロとなって、必要経費に算入することは無意味であるというわけです。

所得税が課税の対象としている事業の所得とは、一般に個人が提供する労働または資本の対価であるといわれています。また、この所得をその性質によって分類すると、労務性のもとの資産性のもとに大別されます。

すなわち、個人が提供する労務または資本の反対給付として受けるものが所得でありますから、自家労働そのものは個人の所得を構成するものであって、経費ではないというのが所得税の基本的な考え方です。

### 質問2

本年10月1日に診療所を新築し、5,000万円の火災保険を新たに掛けました。保険料は毎年4万円ということで、保険契約と同時にこれを支払いましたが、全額を今年の必要経費とすることができるのでしょうか。

**回答** 計算基準が毎年同じである場合には、支払った年の必要経費にできます。

一般的に支払った保険料のうち本年の保険期間である10月から12月までの3ヵ月分が今年の経費という事になります。すなわち12ヵ月分の保険料4万円のうち4分の1の1万円が必要経費ということです。

しかし、継続的に役務の提供を受けるという契約を締結してその役務提供の対価を支払っている場合、支払った対価のうち翌年以降に提供を受ける部分に対する額は、上述のとおり、今年の費用にはなりません。1年以内に役務の提供を受ける費用を支払っている場合には、毎年継続して帳簿記帳を行っており、かつ、その費用計上の計算基準を継続して採用していれば、青色申告者で現金主義を選択する場合でなくても、現金基準によることが認められています。

したがって、ご質問の場合も、上記の条件を満たす限り保険料を実際に支払った年、すなわち4万円全額を今年の必要経費とすることができます。